

令和8年（フ）第548号

埼玉県北足立郡伊奈町西小針6－144

破産者 株式会社純翔総業

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第630号

埼玉県蓮田市大字井沼1099番地1

破産者 ジンテック株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第738号

埼玉県川口市栄町一丁目4番21号カーサデルマーレ405

破産者 咲株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第875号

さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺219番地5

破産者 株式会社AMOR

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年（フ）第4569号

東京都江東区北砂7丁目7－1－1002 ティチャーチャー方、住民票上の住所石川県加賀市大聖寺上福田町ホ31－1

破産者 野本 幸枝

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第2809号

大阪府北区西天満3丁目4番5号西天満ワークビル602

破産者 株式会社時空研究所

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3753号

大阪府北区中津2－4－16第二田瀬ビル201号

破産者 IWC合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第5966号

大阪府豊中市末広町1丁目1番7－303号

破産者 セレブレイトスマーツ株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第678号

大阪府平野区加美正覚寺1丁目17番31号

破産者 有限会社Buzen

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第849号

沖縄県浦添市牧港2丁目43番17－201号

破産者 KC企画合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1060号

佐賀県鳥栖市本通町1丁目809番2－303号

破産者 株式会社エヌ・アイ・ティ

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1174号

大阪府枚方市片鉾本町2番10－101号

破産者 村上 律子（旧姓井上）

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第1323号

大阪府高槻市明野町10番13号

破産者 株式会社WESTIN

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2015号

大阪府北区梅田1丁目1番3号大阪駅前第3ビル2307

破産者 CrossSync合同会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2141号

大阪府中央区北浜1丁目1番9号

破産者 株式会社デジタルソリューションズ

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第2188号

大阪府都島区東野田町3丁目1番5号アメニティ京橋101

破産者 T-RISES株式会社

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第70号

兵庫県洲本市本町7丁目2番40号

破産者 株式会社ヤマトヤ

- 1 決定年月日 令和8年9月7日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和7年（フ）第122号

青森県八戸市沼館一丁目16番20号

破産者 株式会社トラスト・イノベーション

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和7年（フ）第18号

岩手県遠野市松崎町白岩20地割23番地5

破産者 株式会社アトリエブリュム

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

令和7年（フ）第130号

秋田市広面字土手下14番地2

破産者 株式会社多勝

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第5号

山形県鶴岡市大広字大木6番地

破産者 有限会社伊藤電機機器サービス

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和8年（フ）第14号

東京都東久留米市南沢一丁目14番37号

破産者 山本 哲

- 1 決定年月日 令和8年9月8日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部